

第11回「千葉県子どもの人権懇話会」

報告集

日時：2014年11月8日(土)10:00~12:30

場所：きぼーる 11階ボランティア活動室1

主催・千葉県子どもの人権懇話会実行委員会

〒260-0803 千葉市中央区花輪町74番地の6

・TEL043-266-8419・fax043-266-2359・E-mail :chiba-saponet@lake.ocn.ne.jp

・事務局・NPO法人千葉こどもサポートネット内(担当・米田)

【後援団体】◎千葉県・千葉市・船橋市・成田市・旭市・勝浦市・八千代市・浦安市・銚子市・館山市・野田市・佐倉市・習志野市・市原市・我孫子市・君津市・四街道市・市川市・木更津市・茂原市・東金市・柏市・流山市・鴨川市・富津市・袖ヶ浦市・八街市・富里市・香取市・印西市・南房総市・山武市・大網白里市・白井市・匝瑳市・いすみ市(36団体)

◎千葉県教育委員会(以下市町村教育委員会)・千葉市・船橋市・松戸市・成田市・旭市・勝浦市・八千代市・鎌ヶ谷市・浦安市・銚子市・館山市・野田市・佐倉市・市原市・我孫子市・君津市・四街道市・市川市・木更津市・東金市・鴨川市・富津市・袖ヶ浦市・八街市・富里市・香取市・印西市・山武市・大網白里市・白井市・匝瑳市・いすみ市(33団体)

基本テーマ

「子どもの権利を守るために地域が動いた！」～いじめ防止基本方針について～

シンポジスト

◎ **伊澤 浩 二さん** (千葉県教育庁指導課、生徒指導・いじめ対策室 指導主事)

「いじめをなく取り組みと課題について」～千葉県いじめ防止基本方針を中心に～

◎ **宇野 聡さん** (銚子市立銚子中学校・教頭)

「いじめの防止対策の取り組みについて」～銚子中学校いじめ防止基本方針を中心に～

コーディネーター

◎ **山田由紀子さん**(千葉県弁護士会所属 弁護士)

「いじめをなく取り組みと課題について」～千葉県いじめ防止基本方針を中心に～

伊澤浩二さん(千葉県教育庁指導課、生徒指導・いじめ対策室 指導主事)

1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

平成3年、教員になったばかりの頃、中学校の頃にいじめにあった方が、もう就職して元気になっているが、いじめのことをずっと思っていて復讐をしてやろうと、自ら同窓会を企画して、その中でヒ素入りビールを飲ませて会場もろとも爆破して自分も一緒に死のうと考えたという事件があった。幸いにもお母さんが異変に気づき、警察に通報したので未遂で終わったが、調べてみると、彼は学校を卒業してすぐ化学薬品の会社に復讐するために就職した。自ら幹事を名乗り出て、連絡先を調べ上げて手紙を送って、返事がないと改めて電話をして、用意周到に実行しようとしていた。もちろん許されることではないが、当時教員になったばかりの私には最も大きな事件。動機としてははっきりしている。いじめを原因としてこんなことが起きてしまうのが事実。

今仕事で、30～40歳になっても過去のいじめを引きずって、相談をしてくる方がいる。いじめにあったときに教員がしっかりとフォローして、徹底していじめをなくしていったら、救ってあげられていれば、嫌な思いはしたけれど信用できる人もできた一となる。でもこの事件のときにはなかっただろうし、私が電話を受けたときも、「なかった」「誰も信じられなかった」、そういう傷を負いながら人生を歩んでいると。

資料3の「千葉県いじめ防止基本方針」4ページ(1)に

「いじめは、児童生徒が充実した環境で教育を受け、その個性や能力を伸ばさせながら人格を形成していくという当然の権利を奪う行為である。また、その後の児童生徒の人生に大きな影を落とし、回復しがたい傷を残すことになりかねず、場合によっては命さえ奪ってしまうものである。」と、もう一点「いじめは子どもだけじゃない」と書かれている。大人社会のパワーハラスメントや、セクシャルハラスメントといった社会問題もいじめと同じ根っこで起こる。

いじめ問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑い物にしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を切ったりといった大人の振る舞いが子どもに影響を与えるという指摘もある。

今年4月、福島県警捜査一課で51歳の警部と52歳の警視が相次いで自殺をした。その警部

の自殺に関してはパワハラが一因だと発表され、国から出向してきた課長により書類を作ったときバカにされた、小学生みたいなものを作るな、何を習ってきたのかと執拗に責め続けたと書かれている。それが繰り返し行われていく中で大変な問題となり、続いて自分の部下を守ることができなかつたと、もう一人も自殺してしまった。これはいじめと同じ構造、いじめというと子どもの問題と考えがちだが、子どもが大人になって、もちろんいじめをやめる方は多いが、その構造というのは続けられてるわけで、子どもに限定して基本方針を書いていくことに嘘くささを感じた。

子どもだけじゃなくて大人も含めた問題だということを書きたくて、資料3の5ページ、「条例は児童生徒に対して、いじめは行ってはならないこと、いじめを認知しながら放置しないように努めることを求めている。「いじめを放置しない」ことについては、大人社会においても誤りや不正を認識しながらも、それを是正するために同僚等、集団の仲間に注意を与えることは困難を感じる場合があることに思いをいたし、理想を掲げながらも、多くの児童生徒にとっては、これが難しいことであるとの認識を持つ必要がある。」と書いている。

いじめを見たら見てみぬふりをするなど子どもに言うが、大人も自分たちの問題に気づいた時に、やっぱり見て見ぬふりをする。それを子どもに要求するのはおかしい。具体的な方法、難しいことだがそれをできるためにどうしたらいいのか考えていこうということを基本理念に含ませた。

2. 千葉県のいじめの状況

文部科学省の児童生徒の問題行動等調査が発表になって、発生件数ではなく、どれだけ認知したかという件数で、千葉県公立小・中・高・特別支援学校で平成25年度2万187件。認知件数でいうと全国で2番目に多い。千葉県は人口が多いので1000人当たりと見ると、5番目に多い。埼玉県と比較すると8倍。これはいじめが非常に起こっていると見る方が、認知件数なので本当はもっと多いと思う。どれくらい認知できたかということなので、件数が多いということの問題にするのではなく、もっといじめを見つけていこうと考えている。

問題になってくるのが、平成23年度千葉県の同じ調査で7378件。平成24年度に2万687件に増えて、直近で2万187件。なんで23年から24年で2,8倍増えたのか。これは大津の事件があって関心が高まってとういこと。見方によって認知件数が変わってしまう、こちらのほうが問題。

3. いじめ防止対策推進法及び千葉県いじめ防止対策推進条例制定について 資料3 10P

今回、国の法律ができて、国の基本方針ができて、県の条例ができて、基本方針ができてという中でいじめに対する様々な体制が整ってきた。

(1) いじめ防止基本方針の策定 10P 6

まず国ができ、県のほうは今年の8月20日にできあがった、千葉県は基本方針が遅くなってしまった。条例の制定があったのでこちらが優先された。同じく法律には学校は必ずこの基本方針を作らなければいけないとなっていたので県の基本方針よりも先に学校は作り始めていた。

今県の基本方針を改めて見ながら微調整をしているというところで、どの学校も今出来上がってHPでも順次アップしているところ。かなり具体的に今学校のほうは作っている。

(2) 各種組織の設置

ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 11P

全ての学校に作らなければいけないとなっているもので、千葉県の公立学校では全て出来上

がっている。各学校で年間を通していじめ問題に対してどう取り組んでいくか、実際にいじめが起こったときに調査をしてどのようなケアをして、どのような対策をとっていくかということを考えていく組織の中心になってくるもの。

イ 千葉県いじめ対策調査会 法第14条3項に規定する教育委員会の「附属機関」

法律が出来て、条例が出来上がって設置したもの。

一、いじめの防止等に関する調査研究

二、県が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議

千葉県のいじめ対策どうしているかということを考えていく会議。今回のいじめ防止基本方針をこの調査会を中心に考えていった。

三、重大事態が起こったときに調査等を行うのがこの組織となっている。今7名の委員の方をお願いをしていて、医師・弁護士・大学の先生などで構成した組織。こんなふうな組織が法律条例が出来上がっていった体制が整いつつある。市町村でも条例等を受けて整備をしている。

ウ 千葉県いじめ問題対策連絡協議会

千葉県では7月7日に会議を開いた。これは県内でいじめの問題に責任を負っている団体が一堂に会して情報交換をして、方向性を確認して、協力しながらいじめ問題に対応していきましょうという会議。定期的に今後も行っていく。

(3) 重大事態への対処 34P

これは法律でしっかりと、大津の事件前にももちろん重大事態ってあったがそれを受けてしっかり整備されている。

ア 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき 目安として年間30日以上となっている。
児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

これは当然です。そういう訴えがあった、学校はそうじゃないと思っている、これは調査してみないとわからないから起こったものとして考えていく。

こういう重大事態についてはすぐに設置者である教育委員会等への連絡をして、連携をし、調査組織を作り、さらには県立学校であれば知事・市町村学校であれば市長村長というところまでの組織がしっかり整備されて、組織的に対応していくということが法律条例で決まった。

4. 県が実施すべき施策 12P

(1)から(8)までであるが、学校のところでかなり重複して出てくる。

5. 学校及び学校の教職員の役割 22P

(1)「学校いじめ防止基本方針」の策定 23P

各学校が基本方針を作る上で参考にしてくださいと示したチェックポイント・リスト。こんなものを示しながら各学校の実態に応じて、学校いじめ防止基本方針を策定した。

(2)学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 28P

全ての学校で設置が義務付けられている。29ページ①②③と他にもやることあるが、学校が基本方針を作ったら終わりではなくて、毎年改善をして、策定し見直しをしていく。日常的な教育相談・個別面談・アンケート調査をどうしようか考えていく機能。また学校内でいじめが起こったときに調査等をしていく緊急の会議の機能。様々ないじめに関するものを行う学校の中核的組織。

(3)学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア 未然防止

これは県の施策と一致していて、未然防止で、大きく3点千葉県では行おうと書いてある。

・児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取り組み

具体的には、今命を大切に作るキャンペーンを1学期を中心に全県で実施。各学校の実態に応じて、いじめに関して議論をしたり、生徒会を中心にしていじめをなくす運動をするとか様々な取り組みをしている。

・児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組

具体的には、豊かな人間関係作り実践プログラムで、小1から中3まで年間4時間、計36時間、人間関係のトラブルの中で意図してトラブルを起こすこともあるのかもしれないが、よく相手のことをわかってないで起こしてしまうというトラブルもある。自分を主張するのも大切だけど、主張の仕方があるわけで、そういった機能を学ばせていながら円滑な人間関係を築くための社会性を身につけさせていくというプログラムを実施している。

・その他いじめの予防のための対策

今力を入れようとしているのが法教育。いじめに対して人権侵害ということ、さらには中高校生になってくると、いじめの結果として自分が負う責任ということについてもきっちり考えさせていこうと。ベースとしては道徳や外的な制裁ということも必要ということで、法教育の視点も取り入れる。

30P10行目、いじめ問題に対してこういう取組をしましょうというのではなく、本来は学校が学校らしい機能を持っていること、先生方が目標を持って生徒を引っ張っていくことが大切。

私は元々高校の教員ですが、生徒指導上課題がある学校で本当に坂を転げ落ちるように学校が悪くなる時がある。転勤した時良い学校だったが、1つの学年が好き勝手やりだすとその学年が3年になった時には全然コントロールが効かない。昼休みが終わって5時間目の授業が始まってもみんな廊下で寝そべっていて、1人注意してやっと中に入れたと思って別のところを注意していると、また出て行ってしまうという感じで、もう統率がとれない。

これはいかんと立てなおしを始めて、2～3年でよくなっていくが、その時にやったのが高校野球で盛り上がること。野球部を全校応援しようと、これは非常に無謀で、そういう生徒たちだから連れていけば交通機関で迷惑をかける、会場では何をするかわからないと、野球部の顧問の先生は承知の上で、わかりましたと引き受けてくれて全校応援に行く。その時に千羽鶴を折ろうと昇降口に大量の折り紙を置いて、大きいボックスを置いて折ったらそこに入れると。先生方が、こんなところに置いたらあの子たちならどっかに捨てちゃうか持ってっちゃうかだと言ったが、やってみたらなんてことない、大量の山のような折り紙ができた。元々正常な心って子どもたちにはある。ちゃんとした仕掛けをもって厳しくすることは必要だけど、学校を良い方向に引っ張っていくというのがなければいくらそんな対策をしてもダメだと、そのことをまずしっかり書いておく。本来の学校の機能をしっかりさせよう。

16・17行目、「教職員は自らの言動が児童生徒に大きな影響を与えることを十分に認識して、

児童生徒に適切な指導を行う必要がある。」

これは大津のことにも関係するが、何冊かしか読んでないが、加害者と言われている子どもたちがよくプロレスごっこをしていたという。先生はその子どもたちがヘッドロックをかけているのを「お前らあんまりやりすぎるなよ」と注意した。個性の強い人格と人格、担任と生徒の戦いの部分があって、担任が人格で負けちゃうことがある。でも自分の担任のクラスをどうにか維持しなきゃいけないとなると、この子に注意してそっぽを向かれてしまった時には、みんな言うこと聞くのやめようぜって、クラス引っ張っていっちゃうという危機があって、なかなか注意できない。相手の生徒も先生の様子を見ながら、俺のことをここまで注意しないのなら、ここまで言う事を聞いてやるかみたいなことがあって、その中でいじめが起こると子どもたちって先生を見ているから相談しない。相談したって生徒のほうが上なんだからとなってしまう。そういうときには場を繕う態度ではなくて、やはり厳しく注意すべきだろうと。その結果そっぽを向いてクラスがばらばらになる、それはあるかもしれない、そのときには組織でもって、学年で対応する。いつまでも懐柔しながらやってくと、そこで重篤な事態って起こってくる。

イ 早期発見

調査結果でも、教員がいじめを見つけるといのもあるが、アンケートで出てきているのが明らかにパーセンテージ高い。このアンケートをしっかりとやっておこうと、そのうえで個人面談をしっかりとやっとうと。先ほど出てきたプロレスごっこ、じゃれているのかいじめなのかわからない時がある。いじめてないよ遊んでるだけだよって言って、そうだよとなった時に、別にいじめられていませんって言うことが当然ある。でも先生方は長い経験で違和感を持って、これは何かあるってことがほとんど。違和感を持った行動というのは、その時いじめと認定ができないとしても、とりあえずやめさせると。やめさせようとして注視していきましようということが書かれている。

ウ いじめに対する措置 32P

これも実際にいろいろないじめの事案を見ていく中で、痛感するところを書いている。3行目の「特に事実認定には細心の注意が必要」とある。これは無意識のうちに、これは先生たちだけじゃなくて、問題が収まってほしいとみんな思っている。

例えば A と B がいじめの被害・加害の関係にあった時に、B だけが一方的に100%悪くて100対0ということもある。95対5くらいで、いろんなことやられたんでそれに対してなんか一言言ってしまったなんてことも。そういう時、加害者側が「あいつもこんなこと言った」と、保護者も一緒になって「あの子もそういうふうに行ったんですよ」となった時に、被害者側も大変怒って「でもお宅のお子さんもこんなこと言ったんだから」と5のところを30くらいあったかのように言う。場合によって、95のところを70くらいにすると、多少責任を感じるので30くらいになったところはこの辺で矛を取めるかとか、逆に70くらいに引いたところは本来は95って分かっているから、学校のほうが分かってくれたのかなーというところに陥りがちである。それをするのは最悪だと書いてある。

実際にいじめられている子っていうのは分かる。自分は悪くないと思っている。ところが学校からいじめは受けているがお前も悪かったんだよと言われ、二重に辛い思いをする。さらにいじめをしている子にとってみれば本来ちゃんと反省しなきゃいけないところを過小に評価してしまうということになる。なので、これが収まる収まらないというんじゃなく、事実をしっかりと見ていきましょう。さらに事実をしっかりと被害者・加害者に正確に伝えていくと。結果的に、言われなかったから特に伝えませんでしたというふうなことがないように、あらかじめ、もし言うことによって被害者側が非常に怒るといことも想定されるとしても、きっちり話していかなければいけないと。どれも精神論に近いな

という感じがすると思うが、やっぱりそう。そこを汲んでたがえずに、バカ正直なくらい正直にやっていかなければちゃんとした解決にならないなど。

6 保護者の役割

条例に規定されているが、自分の子どもがいじめられた時しっかり保護をするというのが一点。

二点目として、いじめが絶対許されない行為であるということを自分の子どもに理解させること。守るということと教えるということだが、当然ずっと一緒に暮らしているわけだから子どもは自分に似てきているなってよく思う。普段何気なく見ているニュースの感想とか、近所の人との話の中でこういうふうに思うとか、こんなふうにしたとか、そういった行動を見ながら子どもって学んでいくんだって、イヤなところばかり似てきたなと最近子どものことを見て思うが、親の影響っていうのは大きい。

基本方針に書いてないが、大学を卒業する時、卒業証書をもって先生が卒業生に向かってお祝いの言葉を述べた時に、「社会に出たならば明るく生きることが一番です」と言った。その方がかわいがられていっぱい教えてもらえるし明るい先生になってくださいって、言われて愕然とした。自分では思っていないが、どうやら人から見ると私暗い性格のようなんです。で、明るくあることが一番なんて言われても明るくしようと思うとどうしてもぎくしゃくしてうまくいかない。個性なわけで、やだなって思うこともある。みんなが明るいほうがいいって言うから思ったこともあるんだけど、無理なんですわね。

今コミュニケーション能力なんてことが言われている。かなりバイアスがきいて曲解して考えられている傾向があるかなと。宴会大好き、お笑いタレントとかそういうふうなものがコミュニケーション能力と捉えられているくらいがないかな。コミュニケーションの取り方は人それぞれ。大勢のところが好きで開放的な人もいる、一方で内向的な人は大勢いるところは刺激が強すぎて苦手。けども1対1とか、少人数では外交的な人を上回るくらいのコミュニケーション能力を発揮することがある。これがあまりにもバイアスがきいているから、自分はコミュニケーション能力ないんじゃないかなと思っているところがないかなと。そのことをかなり思い悩んでいる子がいる。暗い根暗だといじめの原因のこともあるかもしれない。にわかになんかこれを解決するのは難しいのかもしれないが、少なくとも自分に近い人が自分の性格にがっかりしていると思うのはイヤだと思う。

子どもの個性というのは変わっていくからそこを受け入れてくれるというのが一番大切なことじゃないかなと思う。私よく子どもの頃に「男の子なんだから」って言われて「男はつらいな」なんてほんと生きづらさを感じながら今まで大人になってきて、最近もまだ生きづらいとこあるんですが、少しは受け入れられるようになってきたかなという気はする。

ピアノがうまい、足が早いとかってそういう個性をダメだっている人はあんまりいないと思う。でも本来悪いものなんてない。正直であれ、不正をするとか、人に親切にしろ、これは必要であると思えるから。でも自分の個性を変える必要あるの？というあたりを、もう少し教員・保護者が子どもを守ってあげないと、本当に息苦しい世の中になってしまうんじゃないかなとっていて、保護者の役割の中にはそれが必要なかなと思っています。ありがとうございました。

コーディネーター 山田由紀子さん

伊澤さんのような感受性豊かな人間味のある方が作られたからこそ、このような基本方針になったんだなということを実感いたしました。そもそも「いじめ対策推進法」の方がいじめをやった加害者には厳しい指導をと、やられた側は保護をと二極構造になっている。それはどうよということで、

基本方針のここでは四層構造と呼ばれたりしますが、傍観者の子とか観衆とかいうところも入れてきたんですが、県の基本方針ではさらに集団だけではなくて集団のおかれている環境という、環境というキーワードが千葉県の基本方針のすばらしいキーワードなんじゃないかというのが一つ。

それから法律、国の基本方針まではどうしてもどう頑張っても抽象的にならざるを得なかったような部分、特にすばらしいと思うのが学校でおきがちな問題と、例えばけんか両成敗になっちゃいけないとか、教師の言動が子どもに影響するとか、普段なかなか自分たちのマイナス面というのは言いたくないところかもしれないのにあえてそういうマイナス面がありがちだ、だからこそ基本方針としてはこうしようということがエピソードを交えて具体的に書いてある。これによって保護者も学校の中の先生たちも、何をどうすればいいのかが見えやすくなったなと思った。

詳しい報告ありがとうございました。

続いて一つの学校ということで、銚子の学校での基本方針についてお話いただきたいと思います。よろしくお願いします。

「いじめの防止対策の取り組みについて」～銚子中学校いじめ防止基本方針を中心に～ 宇野 聡さん（銚子市立銚子中学校・教頭）

本校は全校生徒500名、教職員35名、17クラスということで、中規模な学校かと思われま

す。銚子のほうでは比較的大きな学校ということで、学区外からも町の中心にあるということで多くのお子さんがいて非常にいろいろなお子さんがいる中で、いじめ・不登校の問題等々実際にある。本校の実態をお話する場ではなく、いじめ防止基本方針でということなのでちょっと平坦な話になるかもしれないが、話せる範囲で学校の実態も折にふれて話していきたい。

いじめということで話をするというのを今日いただいたが、私も学級担任を20年していて、いじめということで非常に深くかかわってきた。話をしようかなと迷っていたところ先ほど伊澤先生のお話の中で出てきた部分と重なる部分があったので、一つ私の事例をお話したいと思う。

その子どもは時々休む子だったが、休めば家庭訪問して学校行こうみたいな話をしていた。2年生から関わっていて、3年の最後のほうまでずっとその状態だった。2月も終わりになったときに家庭訪問に行くと、そしたら仲のいい友だちがそこに二人いて学校に行くのを誘ってくれているんだなって一緒にその場にいた。「じゃ明日来ようね」という話をして、そしたらそこにいた子どもが「先生、A君来なかったらどうする？」ってことだったので、非常に人間関係できていると思っていたので「明日また家庭訪問して手つないで学校行かせるようにするよ」なんて笑って最後その家を出た。後から聞くと、その私の言葉が非常にその子どもにとっては重くのしかかったようで、それ以降、学校に今まで以上に出てこなくなった。

それで家庭訪問を続けて、そういう状況で机の中も物がたまってきたので整理していたら、その家庭訪問に来ていた二人がその子どもをいじめていたということが後で分かった。その子のノートとか下敷きに本人を中傷するようなことを書いていて、それを誰がやったのかということを一一人に確認していったところ僕がやりましたってことで分かって、実はA君はたぶんいつからか私が仲がいいと思っていた子どもにいじめられていたことも併せて行き渋っていたんだということが、3月の頭なので卒業式直前に分かった。非常に胸が痛い思いで、絶対に解決するつもりで言ったら、そのあと保護者のほうが子どもと会わせてくれなく、結局その子どもとは直接解決するに至らず卒業式を迎えた。

そして私が最後話をしていたところ、母親が後ろからささっと出てきて「実は私の子どもがいじめられていたんです」ということで、卒業式の時にそういう話を子どもたちにわっとした。私が止めることはできたが、他の子どもたちにはその子どもに対するいじめがきつとあったという話をよくしていたので、お母さんの気持ちを受け止めさせてもいいかなという判断で話を聞かせてしまった。卒業式を終えて、私も A 君に対しても保護者に対しても、他の子たちにも非常に胸が痛い思いだったのでその後3年間春と夏と冬に手紙を全員出して、元気でやってるかーってという手紙を送ったら何名かは手紙をくれたが、残念ながら A 君からは未だに届かない。あの時に担任として今思うと夢中でやっていて気づくと一人でやっていた。管理職という立場からすると、一人でやっている学級担任がないように組織的に議論していかなきゃいけないなという思いで日々学校現場で努めている。

1、銚子中いじめ防止基本方針の概要

概要についてはそこに書いてある通り、

1. 基本理念、2. いじめ対策組織、3. 年間計画、4. いじめの未然防止、5. いじめの早期発見、6・相談・通報、7. いじめを認知した場合の対応について

今の4・5・7番をこのあと重点的に話をする。

8. 指導について、9. 重大事態への対処について、10. 公表、点検、評価について、そして別紙1～6と生徒の取組ということで構成をされている。

私がここで話をするほどのものかという、私のほうも国のほうの基本方針があつて、県や市ではなく学校が作るということだったので全く分からなかった。

教育委員会の方と常に相談をしていながら作っていったので、どこがオリジナリティがあつて、どこが独創的なのかといったことが正直わからない。

教育委員会の指示のもとにこういうふうに作りなさいということで作っていったので、どの学校も同じ文言を作っていると思うので、そういった意味でなんで私がここに呼ばれてこんな話しをするのかなと、先ほど別室で私たちの基本方針は量が多いという話をした。

元々私ももっと太い柱を作って、それを基に対応すればいいのかなと思ったところ、いろいろ指示を聞いていたらこのような冊子になっていったという流れがあるので、そういった意味では私自身とまどっているところだが、このあと他の学校さんの基本方針を見ていながら改善等していればいいのかと思う。

2. 銚子中いじめ防止基本方針策定・施行までの流れ

いじめ防止対策推進法が6月に公布・9月に施行ということで、ここで国と学校は防止基本方針を作らなくてはいけないということで、準備をしていこうとなった。それにあたっては、県や市が出てきてそれを受けてなのかなと思っていたらどうやらそうではなさそうだということがわかってきた。

26年の1月27日、市による学校いじめ防止基本方針策定に係る会議が行われるということで、12月の終わりくらいに通知が来た。このところで説明があるのならこの説明を受ける時にはある程度出来ていて、出来た上で質問できるくらいじゃないとたぶん出来ないなと思ったので、今年の1月1日から自宅でワープロを打ってこの基本方針を作り始めた。

その後、原案を作って学校の方で何度も話をしたたき台を1月27日までに市教委に送って、これでどうだと話をしていたが、全然足りないということでそのあと何度もやり取りをしていた。ある程度3月に形になってきて、その間学校便りなどで保護者から意見を募っていたが、さらに地域住民からの意見もということで、HP 限定でパスワードをかけて特定の人だけ見られるようにして、意

見を募るという形で3月に行った。ほとんど意見はなかったが、これで行こうということで4月1日、校長が今年変わって、校長の決意を受けて、施行、HP にアップしていったという流れになった。

私たちが参考にしたのが国のいじめ防止の基本方針、これが一番太い柱になっている。いくつかの学校はすでに基本方針を作ってアップロードしていたので、その学校も参考にしている。そういったものをうちの学校に合わせてかき集めて作っていったという流れになっている。

3. 銚子中いじめ防止基本方針の特徴

(1) 基本理念

一つ目、学校内外を問わずいじめが行われなくすること、つまりいじめをなくすこと。

二つ目、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること、つまりいじめについて生徒の理解が進むこと。

三つ目に、関係者連携の下、いじめの問題を克服すること、つまりいじめについて大人が解決を進めていくこと。いじめをなくすことというのを大義におくなく、子どももいじめについて学習し、大人もいじめの解決について進めていくということが基本理念になっている。

(2) 学校いじめ対策の組織について

本校ではいじめ対策部会ということで組織を持っている。

組織は、校長・教頭・生徒指導主事・各学年の生徒指導担当・養護教諭、そこに特別支援教育コーディネーターをおいているところが特徴かなと思う。本校特別支援教育コーディネーターは、複数制であって一人は学校の中で特別支援を担当する、一つは学校外との特別支援学校との連携の為に働くということで二人いる。そのうちの一名どちらかを、いじめ対策組織の中において特別支援教室の子はもちろん、通常クラスの中でも6.5%の発達障害のお子様がいると言われている。そういった子どもたちがいじめにあう、あるいはコミュニケーションの悪さから逆にいじめられていると捉えられてしまう、そういったことがあるので検討できるように配置している。

またスクールカウンセラーが入っている。

(3) 平成26年度に向けた生徒会による取組

この学校はいじめ防止基本方針を、私と生徒指導主事で作っていったが、それだけでは絶対片手落ちだと、どこかに子どもの言葉を入れなければ生きてものにならないということで、25年度の終わりに生徒会を中心に言葉を載せるがどうしようかということで話をしていたところ、スローガンを策定しようと、25年度末にいじめを許さない学校をテーマにするスローガンを策定した。

- ・ 私たちはいじめをしません させません 許しません
- ・ 作ります いじめがなく 笑顔あふれる学校
- ・ つらいこと 悲しいこと 誰かに話してみませんか？ 私たちは一人じゃない

本年度ここに26年になってクラスが決まるので、一人一人が署名をしてクラスに掲示している。また生徒総会などで改めてこのスローガンを確認して、いじめをなくしていこうと子どもたちの手でやっているところである。

【銚子中いじめ防止基本方針】

1. いじめ防止等のための本校における基本理念

冊子の中、はじめにのところで、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策等を総合的かつ効果的に推進するために本書は策定ということで、冒頭に本方針の策定の

目的を書いた。1ページ、いじめ防止のための本校の基本理念、これは先ほど話した通りで四角の中に書いてある。

(1) 学校基本方針の目的、目標

目的としては基本理念を基にいじめの防止等(等というのはいじめの防止・早期発見・いじめの対処、この3つをいう)のための対策について学校の責務を明らかにして、学校の責務というのは例えば具体的に誰が何を責任を負っているか、そういうところを明確にしている。その基本なる事項を定め、校長のリーダーシップの下、教職員ならびに関係者が総力を挙げて組織的、計画的に推進することを目的としている。また保護者の皆様には、学校が取り組むいじめの防止等のための対策に積極的に協力していただくように依頼をし、このような方針を定めている。

(2) いじめの定義、

これも必ず載せなさいという指示で載せたが、この定義についてはいじめ防止対策推進法で確定している。

③ネット上のいじめ ということ、こちらネット上の定義を書かせてもらったが特に今学校で問題になっているのが、ア いじめの態様の中の SNS から生じたいじめ、特に LINE、ほとんど LINE のトラブルから何かが始まる。いじめにしても、人間関係のもつれにしても、保護者からの苦情もほとんどが LINE である。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織の構成

先ほど出たいじめ対策部会は生徒指導部会という位置づけでもあり、週1回毎週月曜日の4時間目を利用してこのメンバーが集まって、いじめに限らず長欠・特別支援教育の対応等々さまざま事例を報告し、その後の対策について検討し確認していく部会になっている。いじめ対策部会としては本年度2回行った。年度初めにいじめ基本方針の確認が一つ、次にいじめ基本方針の評価をし、この評価を検討する2回目ということで行った。いじめが起きた時にはこのいじめ対策部会が機能するが、実際いじめに対して機能したことは一度もない。いじめはある、それが学級担任のレベル・学級担任と学年主任のレベルで早期に解決しているのでここに至っていない。

(2) 組織の役割

①学校基本方針に基づいた取組や、具体的な年間計画の作成・実行・懸賞・修正の中核としての役割 そこには具体的な役、誰が何をするかということが書かれている。

②いじめの相談・通報の窓口としての役割

③いじめの疑いや発生及び問題行動等に関する情報を収集し、記録を通して正確な情報を共有するための役割

④いじめの疑いや発生に関する情報を得た際には緊急会議を開き、その情報の正確な共有、いじめた生徒及び関係する生徒への事実確認、いじめを受けた生徒の確実な保護、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等について、組織的に行うための中核としての役割

⑤教職員の共通理解と意識啓発

⑥生徒、保護者及び地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

⑦その他ということで、重大事態が発生したときの調査等に関わる取組

(3) 組織の位置づけ (組織図) 5P

3 年間計画について

本校の年間計画で、実際これについて何を盛り込んでいくかということも検討したが、未然防止にどう取り組むのか、取り組んだことに対してどう評価し見直していくか書かせてもらった。

未然防止の取組としては、生徒指導部会を週に一度実施してその中で情報共有している。

年間を通じて各学年のフロアーに相談箱を設置し、毎週末確認となっているが現在は毎日確認をするようにしている。月曜日に相談箱に入れた子どもにとっては翌一週間空けて相談箱を確認することになってしまうので、情報の質が古くなってしまうので、子どもたちの声にいち早く対応するためには毎日開けなくてはいけないという指導をもっている。

全校いじめアンケートは、数年前から行っていて毎月10日をいじめアンケートの日として実施している。ここで大事なのが、いじめのアンケートに書かれそれで解決に至ったものもある。私たちとしては書かれてないからないという認識は大変危険なので、書かれてないからよしではなく、背後にある隠れているものを見ていこうということは常に確認している。

6月には命を大切に作るキャンペーンということで、生徒総会等でいじめゼロ宣言、さきほどのスローガンを基にした取組をしている。

三学期の2月には新入生保護者対象の新入生保護者説明会がある。そこで情報モラル教室を行っている。現在小学校では、ゲーム機械や Wi-Fi の環境でネットにつながる。自分のゲーム機が Wi-Fi を経由したネットからトラブル・いじめにつながる事例を多く報告受けている。それが中学に上がると、現在ほぼ8割の子どもがスマホ・携帯を持っている。スマホを持っているほとんどの子どもはLINEをやっている。DSからスマホ・携帯につながっていく中で、ソーシャルネットワークに係るトラブル・いじめというのは非常に問題なので、ここで新入生の保護者の方に情報モラル教室を行っている。

4 いじめの未然防止について

(1) いじめの未然防止の考え方

(2) 具体的な取組

① 学校、教職員による取組

ア 生徒指導の機能を重視した、わかる授業の展開

さきほど伊澤先生から、学校の機能をしっかりするという話があった。いじめをなくすためには、子どもたちが当たり前のように笑顔で挨拶をして、当たり前のように授業で話を聞いて、自分の意見を発言できて、これは当たり前だけどそうでない環境があつというまに学校では出来上がる。一番私たちが大事にしているのはそういった部分で1日6時間ある授業です。

授業の中でいかに子どもたちに充実感を味あわせるか、子どもたちの人間関係を認めていけるか、そういった意味で生徒指導の機能、自己決定の場を与えとか・自己存在感を与えとか・共感的人間関係を育むとか、そういったことを授業を通して、わかる授業展開をしながら取り組んでいるところ。こちらは一番力を入れている。

イ 全ての生徒が参加・活躍できる授業づくり

現在学力の二極化、目標を持って学習して勉強できる子と、とりあえず高校に入れるからいいやという子で、点数のグラフが昔は山状になったが、平均点近くに二極化が進んでいる。そういった中で全ての子どもが参加できる授業というのは非常に難しい。

そこで少人数だとか習熟度別というのがあるが、全ての教科でそれができるといったらそれは

できない。数学・英語などの特別な教科に限る。その中で先生はプリントを作ったり、ドリルを活用したりして対応している。

ウ 授業規律の確立

こちらも非常に大切なところ。中学では教科担任制で、いろんな先生のやり方があるので一様に難しいところがあるが、現在それをどこの授業もどのクラスも同じ学習規律でいけるように取り組んでいるところ。

エ コミュニケーション能力の向上

今学力向上の中には、表現力という話が出てくるが、私たちは表現をする前にまずはしっかり聞くというところで、コミュニケーション能力を高めていく取り組みをしている。

オ 教職員による不適切な認識や言動、差別的な態度への注意

カ 障害を持つ生徒についての理解

現在子どもの実態を見るとなかなか心に染み入っていく授業が難しい。それは障害ってことではないが、いろいろなお子さんがいる中で、例えばいじめについて心に染みいるような話がいかにかでできるか、日々考えて取り組んでいるところ。

キ 未然防止に向けた指導・保護者への啓発

特に学校帰り、また毎週学年便りを出しているのもそういった中で啓発活動に取り組んでいる。

ク 部活動等による過度の競争意識・勝利至上主義等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発することへの認識

特に、高校の体罰の問題があつて以来、体罰に関しては保護者に関してはもちろん生徒も非常に過敏になっている。そういった中で職員は、体罰があつたことは決してないが古くからあつた勝利至上主義・教師からの突風弾的な指導ではなく、子どもたちと合意をしていきながら部活運営していくようなそのようなところを現在進めている。

ケ 情報モラル教室の実施

こちらは保護者向けもあるし、新入生1年生にも毎年実施している。グリー株式会社から無料で講師の方が来てくれる。非常に具体的に最先端のトラブルを企業さんなのでよく知っているので話をしていただける。

コ 情報モラル教育の推進 各教科等で取り組んでいる。

サ 相談箱の設置

シ 年3回の教育相談の実施

②豊かな心を育む取組

ア 友人関係、集団作り、社会性の育成

こちらは宿泊行事、体験行事、奉仕作業等で意図的に取り組んでいる。

イ 命を大切にするキャンペーン等を活用したいじめゼロ宣言

ウ 担任による未然防止のための学習

こちらは道徳を利用したり、必要に応じて学級活動でとなっている。いじめ防止のために先ほど授業が一番と話したが、豊かな心を常に育てていくベースは大事だという認識でいる。

5 いじめの早期発見について

(1)いじめの早期発見の考え方

普段は未然防止ということで努めているが、アンテナを高くして早期発見に努める必要がある。

(2) 具体的な取り組み

① 学校、教職員による取り組み

ア 生徒の気になる変化の情報の共有

・養護教諭・教科担任・部活動顧問との連携を、生徒指導部会等で開いている。養護教諭のところには子どもの様々な情報が集まる。この養護教諭をキーワードに動いている部分が多くある。

・週に1度の生徒指導部会における情報の共有

・指導センター等の外部機関との連携

市教委の方が不定期だが2名ほど常に学校を回っていただいている。

イ いじめに対する早期認知の手立て

・子どもたちは自覚ノートというを持っている。そこに1日を振り返ってのメモを書くのだが、そこに悩み等を書いてくる子どももいる。実際そこに悩みを書いて、いじめにつながるような内容だったのでそこから解決に至ったということもある。

・学級日誌の活用 担任がわからない学級の様子がそこからわかってくる。

・相談箱の活用

・教育相談の実施

年3回だが、担任としては子どもと堂々と向かい合って話のできる機会なので、せっぱつまったときなどは不定期に話をするが、ささいなことでもこういうときには話をしてくれる。

・いじめアンケートの実施

・家庭訪問・三者面談等、保護者からの情報提供

・ミニ集会等による地域からの情報提供

本年度も11月15日約100名の方が集まって学区小中一緒にミニ集会を開いて話を聞く予定。

・校内における全ての教育活動における生徒の人間関係を観察

日々アンテナを高くしているというところ。

6 いじめの相談・通報について

7 いじめを認知した場合の対応について

(1) いじめを認知した場合の対応の考え方

こちらは早期の対応が非常に大切になる。ここを失敗すると子どものダメージはもちろん、保護者と学校との連携がうまくいなくなる。いじめを認知した場合の対応は非常に大事にしている。

まず一部の教職員で対応せず、組織的に行う。事案に応じ、警察等の関係機関とも連携をしていく。警察については以前躊躇していたが、今は警察、例えば倒れたときの救急車等迷いなくやろうということで日々話している。

(2) 担当者別の主な役割

いじめを認知した場合の対応について役割が書いてあるが、いじめ対策部会こちらが中心になる。こちらのほうでは、いじめを調査する人いじめ調査班と、その調査に基づいた対応をする人の対応班ということで役割を担ってやっつけていこうとしている。

(3) 具体的ないじめ対応の流れ

いじめを発見した後、その職員から担任→学年主任→生徒指導→教頭管理職等に行って、必要に応じていじめ対策部会を開く。こちらからいじめの実態を調査し、ある程度の方向づけをその日のうちにすることを大事にしている。ただ事実関係が右往左往しているときに方向づけをしてしまうのは危険なので、事実関係をまず明確にすることが大事になるかと思う。そしていじめの対応

が始まり取り組むが、もしそれが不調に終わる・継続してという場合にはまた元に戻ってその報告を受けて、必要に応じて調査をして対応していく、こういったことで考えている。

大事なのは、解消の継続指導、こちらが非常に大事だと考えている。またそのあとしっかり経過を観察していく、こちらも大事な取り組みだと考えている。

(4)いじめ対応の留意点

早期発見のときの対応が書いてある。

④加害生徒や周辺の生徒への聞き取り調査をする場合 例えば

オ、聞き取り調査が長時間になる場合(1時間を目安にする)、10分程度の休憩をとる。また夜遅くまでかかる場合(午後7時を目安とする)を過ぎる場合には軽食をすすめる。なお、トイレ等の申し出には、確実に対応する。

最初こういうことまで書くとは頭になかったが、こういうところまで盛り込んでくれということだったので私たちも検討した。ここまで明記したってことは、当然これを忠実にやらなければいけない。例えばトイレに行かせるってことだけならいいが、時間まで書いてあるので、そういったところではいいのか悪いのか今作ってはあがるが実際には考えているところ。

いじめ防止等のための取組評価アンケート結果について

いじめ防止基本方針がどうなのかということで、アンケートをとった。具体的な数値は皆さま方にはお知らせすることはできないが、学校が楽しい・何かするのは楽しい・授業に主体的に取り組んでいると、非常に多くの子どもが肯定的な回答をしている半面、私たちの認識しているいじめとは別ないじめを受けたことがあるというのが非常に数が多かったので、こちらはもっとよく見ていく必要があるのかなと考えている。

今後の取組

私たちがやるべきこと、一つはこの評価アンケートを踏まえて取組みをしっかりしていくということ。そしてベースとなる授業づくりをしっかり進めていくこと。

このいじめ防止基本方針について夏に研修会を開いている。そこでは講師の先生から、これだけ厚いものを先生方がどれだけ理解しているんですかと言われた。確かにそう、春に一度確認したきりなので、やはり機会あるごとに確認していこうと思っている。

また、この基本方針にのっとりた確実な取組の推進 県の基本方針が出たので、ねじれが多分ある。そういった点を見ながら基本方針を見直していきたいと思う。

最後にいじめゼロということを申したが、私たちは決していじめがゼロになるとは考えていない。いじめがあるという前提の中で子どもたちをよく観察して、一人でも一つでも多くの子どもたちの悩み・いじめ等を解決していかなければいけないと日々取り組んでいる。 ありがとうございます。

山田

国の基本方針、県の基本方針、学校ということでさらに具体的な内容になっていることがよくわかる説明だったと思う。昨年おいでになった国会議員の小西さん、あの方がこの法律の中で一番大事にしてもらいたいのは、学校の組織のところなんだとおっしゃっていた。その組織と学校の基本方針で、先生たちが集まって対策を体系的・計画的にやってもらいたいんだと強調していた。今日説明にあった学校基本方針には、年間計画がちゃんと入っている。まさに体系的・計画的になっ

ているかがわかったと思う。いじめを認知したときの調査方法、これは残念ながら国の基本方針ではあまり詳しいことが書けず、別に自殺があったときの背景調査の今後というのを文科省は審議会の方で指針を出したので、それに習うという程度の内容になってしまっているが、今話があった銚子中の基本方針においては、トイレに行く時間から、長くなったとしても夜7時までとか具体的で、でも大事なところ。こういうところで逆に加害者の人権侵害も起きやすいわけだから、子どもの権利条約に根差した権利基盤型のいじめ対応というところからすれば、とても大事なことだと思う。

<討論>

山田

最初に伊澤さんに。県の基本方針は、実施的には銚子中の方が先にできたという話だったが、さまざまな市町村・学校でこんな基本方針ができればいいなと思い描きながらお作りになったと思うが、その立場から今日の宇野さんの話をお聞きになって感想とか聞かせていただけますか。

伊澤

学校の基本方針を今発表していただいたが、非常によくできていると思う。一番避けてもらいたかったのが、もっと具体性のない基本方針、一応作ったけれどもいざってときにこれを見たらわからないよというのではなくて、基本方針を作るというのは職員研修になるだろうと思った。

一個作り上げていくごとにいじめの理解も深まるし、いじめが起こったときにどうしたらいいかっていうシミュレーションができる、そういう内容になっているなということで感心したところ。

これは1回作ったら終わりではなくて、使っていく中でここは足りなかったなというところが出てくるわけで、それを見直していくこともいじめを風化させない意味でも非常に大切なことになってくる。

先ほどの認知件数の関係で、1回大きな事件があるとカッと上がって、忘れて、また大きなことが起こる、これを今まで繰り返してきたと思う。そうなってはいけないという意味でも、こういったきちんとした基本方針を作ってそれを毎年毎年見ていく必要があるんだなと思っている。

山田

宇野さんに。私が国の基本方針作りに関わっていた当時、学校はどんな小さな学校でも全ての学校が義務として基本方針を作らなきゃいけない。学校現場に近い協議会委員の方々からは、ただでさえ学校の教師は忙しくて大変なんだと、それで子どもと向き合う時間がなくてそれがいじめの発見が遅れたりとかにつながっているのも、また基本方針だなんかなだと言われたら学校の先生たちはアップアップしちゃうんじゃないかという懸念があった。

中学校でこれを個々の先生方に広める際、どんな反応だったか、子どもたち、うちの学校にこういう方針ができたというのを知った子どもたちはどんな反応だったかを教えてください。

宇野

職員の方に、現場はいじめだけに対応しているのではないので、また新しいものを作り新しいことをやっていくということで声は出た。その中で、やってないわけではないのでやっていることをまずまとめていこうと、ただまとめ方というのは指示が出ているので、やっていることをそのまとめ方に従って載せればいよいよという校長先生の話だったので。ただやはり時間がなかった。

他の学校も作ってなかったので手探りでやるしかなく、国の基本方針をベースに先進校が1・2校あり、それを基に私が冬休み中にほぼこの原本を作った。年が明けて先生方に、とりあえず、たたき台を作ったけどどうかということで、いじめ対策部会の基になる生徒指導部会に投げて、そこ

で何週間かにわたって話をしてそこでまたステージを上げた。そのあと先生方に配布したので、先生方は作成したというよりは、こういうものがうちの学校でできたんだな～というところに、もしかしたら留まってしまったかもしれない。どうしても時間がなかったので、生徒指導部会・いじめ対策部会を中心に作った。作ったものを研修に使うといった意味ではそれは十分できたかなと思っている。

子どもたちについては、一斉にこういうものをやるよということで大々的に発表したわけではなく、こういったものがあるといったことを便り等で周知をした。そういった意味では特に反応はなかったが、子どもたちの手をここに残したいということで、生徒会とずっとやり取りしたなかでは非常に子どもたちは有意義で大切な取組だということで、非常によく動いていてくれたことを覚えている。

山田

これを血や肉にしていけるのは、これから毎年毎年の中で、中学校でのいじめ対策が定着していくという感じになるのかなと思った。もう一つ県の方針について伺いたいが、県条例は何か特色があって、県外の学校に通っている子どもについてもふれていると伺ったが、そのへんについて補足していただきたい。

伊澤

千葉県は、東京とか埼玉・茨城も含めて千葉県に住んでいるけれども他県・東京とかに通学している子どもたちがずいぶんいるので、その子たちが県外の学校でいじめにあった場合、高校生になって中学校の友だちにそれを話してそのことが県のほうに入ってくることもある。今までも、お互いに連携をとりながら関係あるところに連絡し、連携して対応しているが、そのことが改めて県の特殊性ということもあるので、条例で明文化した。

山田

他の自治体にはなかなかないところ。その自治体ごとの特色があるっていうのも、条例あるいは県の基本方針のいいところなんじゃないかなと思う。どうぞ、皆さんからのご質問を。

A

意見ですが、義務教育の段階での子どもたちだけを扱うのは間違いで、社会が変動してきて、一番の問題は子育て環境というのが変わってきて、教育の質の変更が求められている。質の変更に関して、結局教育関係でとられていない。今の子は、明治維新以来の暗記型で、座って先生から一方的に聞くような授業にもう耐えられなくなっているところがある。それは親のしつけもいろいろあるけど。それから自然がなくなって子どもが育ちにくくなって、学校の知識の教育の他に一番大事なのは、子どもたちが群れて遊ぶ、人間性・社会性・自分の個性・行動基準、そういうものを作る、その場がなくなって、学校に入ってくる。親のしつけもなく。

そしてこういうところでも新しい人口が入ってきてコミュニティができてない。コミュニティの中で子どもは育つべきだが、それがなくなっている。その子たちが中に入るから大変。

私はこの中で一番最初にいじめ問題には取り組んだと思う。今は77ですが、中学校1年から3年のときにいじめられやすい子がいたからその子を必死に守った。そのころのクラスっていうのは、子どもが守った。クラスは80人近い。先生は個別管理はできないが、今の場合は30とか40人だから、学校帰りというのは難しいと思うがある程度注意すれば先生がセンサーをもっていけばいじめっていうのはある程度わかる。もっとマニュアル化したらいいと思う。

中学のいじめ基本方針は、素晴らしいと思うが、これだけあっても読む方も大変。もっと教育現場で教師・親が真剣にやればいじめっていうのはなくなるだろう。

これから大事なのは、アメリカで銃の射撃とか、イスラム国ではネット上で自分のうっ憤を晴らすような、拳銃ならばプラスチックで自分で作れるようになっている。そういうところで今いじめの報復とかそういう問題がある。福井県の若狭で素晴らしい例があるが、小さい時から子どもを見守って、小さいころからの子どもの見守りが必要だと思う。だからいじめの問題というのは難しいけど意外に簡単で、一番は教育現場でそれをやればいいので、ということを感じる。

山田

大変大きな視野からご意見いただいた。

山田(久)

実は私の次男が2000年に小学校に入学で、2年生の夏突然泣き出して学校に行けなくなって、それからも中学年になって何があったのかといろいろ学校と話したり、子どもからも聞いたりして最終的にはいじめだったが、学校は認めなかった。いろんな経緯があって、結局中学校も行かず、高校は受験で入って入学式のときすごく生き生きとして行ったが、教室に入って話を聞いているうちに涙が止まらなくて、もう苦しくて、それ以来学校に行けなくなって学校は自分はダメだということで行かずに、学校も途中でやめて、今は家にいて私の仕事を手伝っている。

中学校の取組というか、具体的な県や市の、学校で作ったというのがすごいなど、それがあったら、私と子どものあの苦しみはちょっと違ったかなと、あれ見ながら自分はその子どもと歩んだ・動いたところがひとつひとつ浮かんできたというのがある。

実は私は虐待を受けた15歳から20歳までの子どもの、児童相談所の措置で児童自立援助ホームをやっている、その子どもたちと出会い、この間は薬物依存の子どもたちとの直接話を聞いていると、やっぱり過去、その成育歴の中でいじめ・不登校がほとんどある。

その子たちに、助けを求めたかというのを聞くと、それ以前に親から虐待を受けているから大人は信じられないと。私と会った時も「大人なんか信じられない」ほとんどの子がそう言う。学校で話そうとも、「どうせ言っても無駄だから」とずっと言わないできた。たまたま一人の子は、高校定時制ですごくいい先生と出会いがあってそこで全部話せたという子もいたが、ほとんどの子がそれを抱えたままホームに来ていたりする。

アンケートって、子どもたちに聴いたときにたぶん話すのが嫌ならアンケートにも書かないでいるかなと。そういう子どもたちの場合に何か他の方法を、例えば、子どもたちは話をしたくてほんとは仕方がない。今ホームにいても夜は12時以降仕事とかから帰ってきてから朝の3時くらいまでキリがなくずっと過去のことをしゃべっている。そのときに先生に話を聴いてほしかったというのが実はある。例えばひとりひとりに1年間に1回でもいいから聴ける、アンケートではない、何かお考えになっていたら教えていただきたい。

宇野

教員になってずっと担任しかしてないので今こういう立場ですが、そういう子どもをもしかしたら見逃してきたかもしれないと思うし、自分のこともそうだし、これから学校を見ていく中でそういう視点を学校の先生にもってもらわなきゃいけないというのは強く感じた。

いじめアンケートということで毎月10日に取り組んでいることと、相談箱の設置ということでこれはいつでも子どもたちが入れることができる、書くということで話をする手立てはとっているが、それ以外にということで、一つは年3回教育相談週間ということで時間をとって子どもと学級担任が1対1で話をする機会を作っている。それはあらかじめ設定された場なので誰もが必ず先生と話をしなければいけないので、例えば不定期なときに誰かが先生と相談していると誰誰ちゃん何やっている

のかねってなるが、誰もが相談をするのでそういうことを逆に利用して相談をするという子がいる。

そして本校いじめ相談窓口というのが設置されている。担当になっているのが私と養護教諭と女性教諭1名、まずいじめ相談窓口というのがあるよというのを校内にポスターを作って掲示して子どもたちに周知している。また年度初めにそういった窓口があるってことも周知している。いじめ相談窓口は体罰の相談窓口にもなって、あわせて生活相談窓口となっている。その人たちに直接相談してもいい、私も来たときがある。ただ私を介して実は誰々先生と話がしたいということもあるので、じゃあ先生につなぐよってこともやっている。相談というような機会を、書く以外にとっている。

松島

一点目は、「重大事態」ということの定義だが、これは大津のいじめ自殺の事件でも亡くなった少年のノートに、「誰にも知られずに学校を休める方法はないものか」と書いてあったり、それまでにあったいじめ自殺の事件でも遺族の方が亡くなる数週間前に「学校に行きたくないよ」と子どもが言っていたけども「あと1週間行ったら夏休みだから頑張る」とか言っちゃったらもうその数日後に亡くなったとか、そういうことって非常に多くある。いじめがあっても学校を休むことができれば、命まで失わずにすんだかもしれないということはたくさんあって、この「重大事態」のページの2つ目が要は不登校をするということが「重大事態」であると。それはもちろんその通りではあるが、今でさえ学校を休むっていうのは例えいじめられていてもしにくいことであって、それ「が重大事態」として提示されてしまうと、いじめをなくそうといのではなくて、いじめられても学校に行き続けなければと、子どもや周囲の人へのプレッシャーになって、それが却って心身や財産にとって重大な被害をもたらすいじめを増やしてしまうこともありうるのではないかと懸念した。

これは行政の方や学校現場の方だけではなくて皆さんに、いじめを被害者の側としてできる方法としては学校を休む、いじめがある現場に近づかないということは有効な手段ではあるし、そういう防ぎ方もあるというのは、いじめをなくすってこととは別にあるんだよということを皆さんにも知っていただきたい。あとは行政・学校の方にも被害者にとってはそれが身を守るための手段だってことを認識していただきたいというのがお願い。

もう一つは、伊澤さんに質問ですが、保護者の責務としていじめを受けた子どもを適切に保護するというのがあるが、これも我々の感覚からすると、それは保護者として、いじめがあるようだったら解決まで時間がかかるようだったら、学校を休ませるとか、場合によっては転校とかフリースクールのような場も活用してやっていくということも含まれるのかどうかと、具体的にどのようなことを想定されているかということをお願いしたい。

伊澤

個別の事案でいろいろ違うのでこういうのははっきり言えないが、まずいじめられていると非常に辛い状態の中で学校に行きなきゃいけないっていう、それはない。一番にはどういう方法で、今受けているいじめからその子を守るかっていうときに、場合によっては学校を休ませるといった一つの方法・選択しとしてあると思う。

またなぜいじめられている子が学校に行けないのかって言う保護者は当然いて、その子の個別の事案で、保護者・本人それと今の状況を勘案しながら一番いい方法を考えるという中では、その子が止まってしまってるっていうのが一番いけないと、いい方向に動くためには今おっしゃってくれた選択肢っていうのはいろいろあると思う。その中で一番いいのはどれなのかっていうのを選んで。「重大事態」という定義がプレッシャーになるとは思わないが、なにがなんでも学校に行かないと、心を傷けながらさらに傷つく、そんなことがあってはいけないと思う。

山田

いじめ防止基本方針でも「重大事態」の中に入れてるっていうのは、不登校でもそれが心の痛みを与えた結果だったとしたら大きく受けとめて大事なことだ・重いことだと受け止めて対応をしましょうという意味であって、この「重大事態」の意味は、重大に受け止めて、対応する側がしっかりと調査をするなどの対策をとりましょうという意味で、簡単に使わないことですよね。

「不登校30日なんてとんでもない。大変な事態が起きちゃった」というふうにとると、まさか私そんなふうにとられると想像していなかったが、そういうふうにとられては困りますよというご指摘ですよね。そんな意味はまったくありません。

内山

権利基盤型のアプローチという方法から法律・施策とかを作られたことに大変敬意を表します。

個人的にお二人とも先生だとおっしゃるので伺いたいが、例えば憲法とか子どもの権利条約とか世界人権宣言とか、いろんな法律あるが、この法律たちを自分のとなりにあるものとして身をもって体験したことってありますか。あるいは教員である先生方がそういう法律があって、その法律が自分たちを守っているっていうことをきっちりと自覚して生活していらっしゃるかということ伺いたい。

自分の子どもが障害があって、学校ではさんざん、保育園児時代からその前からずっと差別され、子どもの代わりに自分がいじめ・差別を受け続けて、今21年くらいたったが、そのときに法律っていうのが自分のとりにいて守ってくれるっていう意識をものすごく持ち続けている。

いつも、今日も持ってきたが「障害児と学校に関わる法律条約宣言集」を持って毎日机の上において勉強していたというような人間です。だから法律が自分のとりに立ち現われたというか、それを感じたことがあるかという質問と、オバマさんが大統領になる前のテレビを見ていたときに、教育テレビだったがアメリカの高校生の教室か大学生の教室かで人権教室というのをやっていた。

それは講師の先生が理不尽な理由で、例えば肌の色が黒い・髪の色が金髪っていう単純な理由だけでその子どもを1時間くらいいじめ続ける。だいたい生徒はそのいじめてることは理不尽だと思って、こういうことはしてはいけないんだなってみんな自覚して気持ちが変化していくって様子をテレビで映していたが、その中でもそれを受け入れられなくて、いじめられていると教室から飛び出していってしまう生徒が一人いた。それを見、私もこういうだいたいの人があるところをわからない子どももいるんだっていうので驚いた。

銚子の学校でグリーンを活用しているっていうお話ですが、例えば学校で全部こんなふうにすることはないと思うが、私自身学校へは行かなくていいと思っているので、一生懸命されてる割にはあんまり成果があがらないかなっていうことも考えるが、その外部的な活用とか、アメリカのような過激な人権教育をやられるとしたらそれは可能でしょうか。

山田

2番目の質問は過激な人権教室なるものをみんなが知らないとありうるかありえないかちょっと言えないと思うので、まず1番目の憲法や権利条約を自分の身近に感じているかどうかという質問

伊澤

1番目の質問については、自分が文章を書いたり、実際毎日問題が起こってきてそれについて、小さいことから含めて判断をしていくが、その時に自分が学んできた憲法とか人権とかそういったことを一番の基準にして物事を考えているんじゃないかなと、それが一番身近なことなのかなと思う。

人権教育については、各学校の実態において創意工夫をもって、生徒に響く取組が重要であって、とりあえず道徳教育が機能してればいじめなんて起こらないという方もいる。今の道徳教育は

実態に合わせて変える必要もあるという意見もある。改善の余地はあるが、おっしゃっているものができるかどうかはお話しできない。なおぎりの取組ではなくて、ほんとに響くものを目指していかなければと思う。

宇野

始めの憲法だとかそういった法を自覚して生活しているかということだが、まず私自身の話をすると、振り返ると憲法やいろいろな法律に触れる機会が例えば教員であるとき・教員になったあとの様々な研修でその都度ふれている。それを日々ここにおいて確認しながらやっているかという、そこまでは至ってないが、そこで学んだ精神だとか思いだとかそういったものを基盤にしながら日々教育活動を進めているというところは間違いないので、そういう意味では自覚した生活が行われているかな。他の先生がたについては、個人差あると思うが、基本的に私と同じような形ではないかと考える。

過激な人権教室という話があったが、子どもたちに本当に響く、先ほど成果はどうなのかなという話も本当にその通りで、例えば企業さんだと少ないコストで大きな利益を得ようとするが、私たちは小さな成果のために皆さん・先生がた精一杯やっている。それがうまくいかなかった、それが学校としてどうなんだというのもあるが、本当に先生がた、私が関わっている中では純粋に小さな成果のために大変労力をかけているので、そういった意味では確かに成果が出ないかもしれないが、今は伝わらなくてもいずれ伝わるのかなと、今伝わらなくても将来響くものを目指して取り組んでいきたいと思う。またそのためには子どもたちの実態、それをよく踏まえることが大事かなと思う。

山田

ちなみに国の基本方針では、法律では「道徳教育の充実を」とうたわれている部分について「道徳教育及び人権教育」とこの二つを並べて、基本方針はうたっている。その人権教育という部分をご指摘の憲法や子どもの権利条約などを踏まえたという意味をもつことになるのかなと思う。

また県条例・県の基本方針は「法教育」という言葉が出てくる。基本方針では、さまざまな取組とか例えば弁護士会がやっているいじめ予防事業とかそういうものを意識した表現はあったが、「法教育」という言葉は国の基本方針にはあまり出てこなかったと思うが、これを入れたご趣旨というのはどういったところにあったのか。

伊澤

特に中高生になってくれば、しっかりと憲法・人権とかしっかり学んでいくが、それが授業だけの話じゃなくて自分の周りに起こっている関係の中で現実におきたものとしてしっかり自覚してほしいというところがあって、今教員向けの指導資料というのを作成しているところで、その中の大きな柱として授業の実践例を示していこうと考えているところ。

山田

人間教育的な部分、感性とか情緒とかも大事でしょうけど、きちっとした知識を持つっていうことが、いじめの だったりとか自分をコントロールする土台になったりするんだろうと思う。

木村

1点目は千葉県の教育委員会のほうから「いじめ防止基本方針」というのが打ち出されて、小中学校というのはどうしても地元の市町村の教育委員会を中心にして現場は動いていると思うが、市町村の教育委員会が当然このいじめ防止基本方針を打ち出すと思うが、そのときの県の教育委員会の関わりと市町村の教育委員会のいじめ防止基本方針の関わりのどちらを優先して現場の

小中学校は実施していくのか。

2点目はアンケートですが、銚子中学校さんでは毎月アンケートをしているということで大変素晴らしい試みだと思うが、一般的には教室の中でアンケートを実施するというのがイメージとしてあるが、そうではなくてときには家に持ち帰ってじっくりと自分の家でアンケートに向き合って時間の制限がなく自由に書けるような環境を提供しているのかどうか。

3点目は不登校の話がいろいろ出ているが、いじめの原因での不登校というのはどの程度あるのか。不登校もいろんな理由で不登校があると思う。その中でいじめが原因は、わかる範囲でいいので何割くらいか数字がわかれば伺いたい。

伊澤

1番目は、市町村が方針を策定する場合には、条例の趣旨にのっとり県いじめ防止基本方針を参照することが望ましいと書いてあって、相反するものができるというよりはそこを汲みながらやっていくことになっていく、どっちを優先するのかっていう話ではないと思う。

2番目も、おっしゃる通りで誰もいない自分ひとりの部屋で書けるっていうのは大切なことで、そういう取組として紹介していく。

3点目少ないことは少ないです。今日数字の方を持ってきてないので言えないので申し訳ない。

大山

小学校の児童の親ですが、子どもがいじめではないがいじわるのようなことをされた時に、人権レターという配布されたものを県のほうに送ってそれに対するアドバイスをもらったとか、学校に話してみたらというようなことを言うが、「何も変わらないよ」と言うことが多い。

先生たちがされていることはとても先進的だなというか、これから期待できるような内容が多いと思うが、そのギャップというか、なんでそう子どもが言うのかっていうことがわからないということ。学校ごとに方針を決めていらっしゃる段階だと思うが、学校ごとに取組の度合いが変わってくる場合、県のほうでレベル合わせのようなことをされる予定があるのかどうか。

宇野

何も変わらないと言ったのは子どもなんですね。非常に胸が詰まる思いだが、もしかして感想になってしまったら申し訳ないが、やっぱりそれではまずいこと。子どもがなんでそういうことを言うかという、その子どもにとって成果が上がってないからであって、成果が上がってない子どもをそのままにしている学校であればそれはまったくもっておかしなことなので、やっぱりこの子どもとしっかり向き合って、そうじゃないんだということが子どもにわかるような手立てをぜひ学校のほうで、そのお子さんに具体的にどしたらいいかわからないが、やっぱりすべきだなと私は思う。

伊澤

学校ごとへの差についてですが、これは私県教委なので県立学校の話だが、学校に基本方針というのは全部提出していただいてこちらのほうでも見ている。その中で気になる点を学校にお話をして、学校と相談をしながら問題があるところをお互いに解決していく方法をとっている。

田中

質問の前に主催者の方にお願ひ、この資料、最初に指導課さんがお話になったときにページ数が横と縦と両方に書いてあって、どこだかわからなくて、こういう場合にはどっちかにカッコをつけるとかそうしていただきたかった。資料の3の29ページのアのところで、「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組」って具体的にどういうことなのかなって。

伊澤

今全県で命を大切に作るキャンペーンというのを取り組んでいる。その中でいじめというのを取り上げましょうということ言っているんですが、例えば児童生徒はいじめを見ていながらそれを見過ごすことがないようにしようとするが、さらに実際には出来ないことってある、そんなところも子どもたちに率直になんてできないのかという話をしている。

もしそんなこと言ったらいじめられるかもしれないとか出てくる。そういうのをディスカッションしていく中で、でも俺もそう思ってたんだよとか、であればみんなだったら大丈夫じゃないかとか、話をしていく中で具体的に自分たちが報告できないところを「みんなこんなふうに思ってたんだ」ということになっていくと、やっぱり議論をしていく。

一つの問題、具体的な問題・起こってしまった問題を基に教員が一つの指導方針を作りながら、生徒同士が議論をしていくというのが、そして議論したことが行動にあらわれていくというところを考えていく取組。それは話すしかない。やらなければそれは生まれない、でも話していくことで変わっていくことってあるので、そういう機会を自主的に作っていくということが必要だと思う。

先ほど不登校の中でいじめがというお話があったが、少ないというお話をしたが24年度の数字ですが、小学校は全体の中でいじめを原因としたというのが1.7%、中学校が1.8%となっている。ただこれは本人がいじめが原因で不登校になりましたと言っているわけではない。教員が見ているかどう考えているかということなので、正確にいじめが原因での数字の書き方であればこれは教員の見立てということもあって数字上だとなる。

B

柏でCAPという子どもへの暴力防止の活動をしている。先ほど人権教育とおっしゃったが、過激じゃなくても子どもたちや親御さんが安心しながら人権というものを自分の自尊心を高める教育プログラムなので、そういった意味では過激じゃなくて人権というものを考えている時間を持つということ自負している。

やはり子どもたちはいじめがいけないことだとわかっているってことは実感としてわかっているが、やはりどうしていけないことをしてしまうのかというあたりには、虐待の問題とか非常にきつい生活環境の中でいる子どもたちが、ある意味学校という一つの大人の見守りの中で出さざるをえないという部分もあると思うので、今回のこれはいじめということだけに固定せずに子どもたちのおかれている状況も含めて考えていただけると、いじめというスポットではなくて見ていただけると、子どもたちも加害者側のケアといったことが、基本方針やいろんな場面でも被害者はかわいそうな子、加害者はいけない子というふうに二つに分けずに育ちの最中である子どもたちの発達段階っていうのも含めて周りの大人っていうのが考えていただけるようなことを、これからも千葉県においても考えていただけると、子どもたちの育ちっていうのも保障されるのではないかなと思う。

それから命を大事にするといいながらも実は陰で自分の命を大事にされてないっていう部分も含めるとそういうこともあるのかなと思う。

それからいじめの解決にあたっては、地域やいろんな方が加わりながら回復をもてるようなものということを含めて、私たちのような市民活動団体ですが、基本方針の中には体験の中で学ぶということであるが、外部団体の活用ということで私たち要望書を提出させていただいたが、やはり学校と家庭というだけだと二者の関係になってしまって、そこを解決するにはやはり第三者・地域の人の介入というものがあって再び信頼を回復するという可能性もたよれるかと思うので、こういった市民の中でいろんな活動をしている団体もあるので、教育の中に外部の団体を活用していくという

方向があるのかお聞きしたい。

伊澤

基本方針の中に加害者に対することがあるかという話だが、9ページの下の方に入っているが、いじめを行った児童生徒に対して事実確認、それはただの事実確認ではなくてその児童生徒の家庭環境などの背景など総括的なものを見ていかなければとしている。

今回いじめ問題対策連絡会を作って NPO も入っているが、本当にいじめというのは学校・家庭だけじゃない。いろんな情報を寄せていただきながらぜひ協力してやっていきたいと思っている。

今回条例ができたという大きな意味は、いじめ防止に対する対処をしっかりしなければいけないということが条例の中に組み込まれている。その結果としてスクールカウンセラーというのかなり充実してきているし、また条例を根拠に、ぜひ充実していくように求めている。

山田

活発な討論、ありがとうございました。

法律ができて、国の方針・県の方針・市町村の方針・学校の方針と現場に近ければ近いほど具体化してくのだということが、今日のお二人からの報告でよくわかったと思う。今は作るので精一杯で、頑張っておつくりになったところ。例えば県であれば、今後について、点検もして下さって、よりよいものにもっててくださっている。

でもまだこれは方針ですから、これからそれが本当に教師や子どもたちの血となり肉となり活きた方針として活用され現場に行きわたるためには何が必要かとなると、これは学校まかせでも県や市町村・行政まかせでも決して血となり肉となったりしない。一人ひとり私たち市民が親として、うちの子にとかうちの子のクラスに困っている子がいたときの知恵として、「そんな困まってることがあるのなら確かいじめの法律できたよね」とか、PTA のいろいろな学習の機会もあるわけで保護者自ら学校の基本方針だったら私たちのものにするために勉強会を開きましょうとか、みんなじゃなくても親子で「お母さん勉強したいから見せてよ」とか、ということで子ども自身も学校にこんな基本方針ができて、もしも僕が僕の友達が苦しんでるようなときには学校もこうしてくれるって約束してくれてるんだっていうことを一人一人が認識していくことが大事で、今までも子どもたちは「どうせそんなこと言ったって無駄だよ」という気持ちを持ってしまってる子どもがたくさんいる。その子どもじたいが変わること自体がいじめが少しでも減ること、これはいじめをしない子どもたちが増えることにつながっていると思うので、私たちひとりひとりがお二人から報告いただいた方針を十分に活かしていきたいと呼びかけたい。